

愛媛県保育協議会
非会員施設長 様

愛媛県保育協議会
会長 合田史宣
(会長印省略)

平成30年度児童票の販売について

本会では、標記児童票を下記のとおり発行・販売することとなりました。
つきましては、購入をご希望の場合は、下記のとおりお申込みください。

記

1 送付物

平成30年度児童票申込書 (Excelデータ)

※データがお手元にない場合は、本会ホームページからダウンロードしてください。

2 販売価格

100円 (税込) / 1冊

※1送付先につき、50冊以上から注文を受付します。

※50冊未満の場合は、複数施設でまとめてお申込ください。

3 申込方法

(1) 別添「申込書」に必要事項をご記入の上、2月27日 (火) までに下記事務局あてメールでご提出ください。(※締切日厳守)

(2) 申込書は、必ず「Excelデータ」でご提出ください。(FAX・手書き・PDF変換不可)

4 納品・請求・支払

(1) 商品は3月30日 (金) までに、印刷業者から直接、申込書の「一括送付先」あて納品します。

(2) 代金の請求は平成30年4月1日以降に行います。

(3) 4月1日以降、一括送付先あて「振込用紙」を送付します。

代金は、振込用紙をご利用の上、県内の伊予銀行窓口で振込いただくと、手数料無料です。

5 注意事項

(1) 本児童票は、愛媛県と協議の上、平成27年度に様式を全面改訂しています。平成28年度以降に入所した児童の記録には、必ず新様式の本児童票をご使用ください。旧様式の児童票を使用した場合、行政監査等において様式不備等の指摘対象となることがありますので、ご注意ください。

(2) 途中入所等を考慮し、年間使用予定数の見通しを立てた上で、年度途中で不足することがないように、必要かつ十分な冊数をお申込みください。

(3) 本受注期間外に販売希望があった場合、事務局の在庫状況によりお断りすることがあります。できる限り受注期間内にお申込みください。

(4) 本受注期間外に購入する場合は、別途送料が必要となり、送料着払いで送付しますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 本会が作成する児童票の無断複製・転用を禁止します。

6 問合せ・申込先

愛媛県保育協議会事務局 (担当：谷本・八木・平岡)

愛媛県社会福祉協議会・地域福祉部福祉人材課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-8566 / FAX 089-921-3398

Eメール jimukyoku@ehime-hoiku.jp / URL <http://www.ehime-hoiku.jp/>